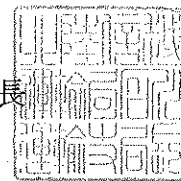




石運輸第807号の2
平成28年12月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者 代表者 殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長



貸切バス運賃・料金制度の周知について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長より別添（平成28年12月20日付け北信交旅第606号）のとおり通達があったので、了知願います。

北信交旅第606号
平成28年12月20日

石川運輸支局長 殿

自動車交通部長

貸切バス運賃・料金制度の周知について

標記について、自動車局旅客課長より別紙（平成28年12月20日付け国自旅第258号の2）のとおり通知があったので、了知されるとともに、別添チラシを貸切バス事業者へ配布し、運送の申込者に対して運賃・料金制度について説明する際に活用するよう周知されたい。





国自旅第 258号の2
平成28年12月20日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省自動車局
旅客課長

貸切バス運賃・料金制度の周知について

件名について、別添のとおり周知したので了知されたい。
また、別添に添付したチラシを貸切バス事業者に配布し、運送の申込者に対して運賃・料金制度について説明する際に活用するよう周知されたい。

(別 添)

国自旅第 258 号
平成28年12月20日

(別 紙) あて

国土交通省自動車局長

貸切バス運賃・料金制度の周知について（協力依頼）

日頃より国土交通行政にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

貸切バスの運賃・料金については、平成26年4月より、利用者の安全に関わる費用(安全コスト)を反映した新しい制度が運用されており、貸切バス事業者が安全・安心な輸送サービスを提供するには、貸切バス事業者が国に届け出ている運賃を適切に収受する必要があります。

また、国土交通省においては、平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置し、10回にわたる議論を経て、6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめられました。

この「総合的な対策」においては、運賃を適切に収受できるようにするための方策として、貸切バス事業者と利用者との間で取り交わす「運送引受書」に運賃・料金の上限・下限額を記載することを義務付けることとしており、本年8月、そのための制度改正を行いました(11月1日より施行)。

このことについて周知を図るため、別添のとおり周知用の資料を作成致しましたので、関係各所(特に予算や入札等を所管する部局)に対して配布いただきますようお願い申し上げます。

担当：国土交通省自動車局旅客課バス産業活性化対策室
浪川、鈴木、吉見
電話：03-5253-8111 (内：41252)
03-5253-8568 (直通)

(別 紙)

周知先	宛名
学校 (公立)	文部科学省初等中等教育局長
学校 (私立)	文部科学省高等教育局長
地方公共団体	各都道府県知事
中央省庁	内閣府大臣官房長
	宮内庁管理部長
	公正取引委員会統括審議官
	警察庁会計課長
	金融庁統括審議官
	消費者庁長官
	復興庁統括官
	総務省大臣官房長
	法務省大臣官房長
	外務省大臣官房長
	財務省大臣官房会計課長
	国税庁長官官房会計課長
	文部科学省大臣官房会計課長
	厚生労働省大臣官房会計課長
	農林水産省大臣官房長
	経済産業省大臣官房長
	環境省大臣官房長
	原子力規制庁次長
	防衛省大臣官房会計課長
	衆議院庶務部会計課長
	参議院庶務部会計課長
	会計検査院事務総長官房会計課長
	国土交通省大臣官房長

国自旅第 258号の3
平成28年12月20日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局
旅客課長

貸切バス運賃・料金制度の周知について

- 件名について、別添のとおり周知したので了知されたい。
また、別添に添付したチラシを傘下会員事業者に配布し、運送の申込者に対して運賃・料金制度について説明する際に活用するよう周知されたい。

国自旅第 258号の4
平成28年12月20日

観光庁観光産業課長 殿

国土交通省自動車局
旅客課長

貸切バス運賃・料金制度の周知について

件名について、別添のとおり周知したので了知されるとともに、「ツアーバスの年間契約についてのお願い」についても関係業界団体に対して周知されたい。

貸切バスの「運賃・料金」についてのお願い

契約時にご確認ください



- 貸切バスの運賃・料金制度は、**利用者**の**安全に関わる費用(安全コスト)**が**適切に反映**されているものです。
- 貸切バス事業者が**上限・下限額の範囲外で運賃・料金を収受することは、法令違反**です。

運送引受書^(※)への
運賃・料金の上限・下限額の
記載が義務付けられました!
(平成28年11月1日～)

※貸切バス事業者が運送を引き受けた際に申込者に対して交付する書類

上限額と下限額の範囲内の金額
となっていなければなりません。

運送申込書／運送引受書・乗車券											
※申込者は、太線内をご記入願います。											
申込者	氏名・名称	(担当者名)			電話:	-	-	申込日:平成	年	月	日
	住所				FAX:	-	-				
契約責任者	氏名・名称	旅客の団体の名称: (担当者名)			E-mail:						
	住所				緊急連絡先:	-	-				
運送を引受ける者	氏名・名称				電話:	-	-				
	住所				FAX:	-	-				
事業許可	昭和・平成	年	月	日	第	号	任意保険・共済				
	営業区域:				対人	無制限					
申込乗車人員	乗車定員別又は乗種別の車両数	大型車	中型車	小型車	対物	200万円					
配車日時	月	日	()	配車場所			※該当するものに○を記入				
旅行の日程											
	月日	発地	発車時刻	主な経由地	到着時刻	着地	宿泊場所	待機時間	乗務員の休憩	備考	
①	/	:	:	:	:	:	:	:	地点: 時間	:	
②	/	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
③	/	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
④	/	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
うち、旅客が乗車しない区間: () 営業所車庫											
交替運転者	有・無	交替の地点 ()			【運行開始日時】	月	日	()	【運行終了日時】	月	日
車庫 (ガイド)	有・無	交替の地点 ()									
運賃及び料金の支払方法	<input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> その他 ()			【走行距離】	総	km	【走行時間】	総	時間	分	
適用を受けようとする割引	<input type="checkbox"/> 学校団体割引 <input type="checkbox"/> 障害者施設団体割引 <input type="checkbox"/> その他 ()			運賃	()	円	料	金	()	円	
特約事項	※ 標準運送約款 5条 2項に規定する所定の証明書を添付。			消費	()	円	税	()	費	()	
				実	()	円	費	()	費	()	
合計請求金額										円	

運送申込書／運送引受書・乗車券の記載事項(抜粋)

運賃円
(上限額: 円 下限額: 円)
料金円
(上限額: 円 下限額: 円)

◎運賃・料金が上限額と下限額の範囲内となっていることをご確認ください。

※年間契約については、計算方法の特例がありますので、「貸切バスの年間契約についてのお願い」(リーフレット)をご参照ください。

重大な事故を起こした貸切バス会社はいずれも下限額を下回る運賃で運行を行っていました。



関越道高速 ツアーバス事故

- 平成24年4月29日発生
- 乗客7名死亡、38人重軽傷



軽井沢 スキーバス事故

- 平成28年1月15日発生
- 乗客13名死亡、26人重軽傷

標準的な貸切バス事業者の運賃・料金

(平成26年3月26日国土交通省関東運輸局長公示の例)

※地域によって公示額は異なりますので、各地方運輸局等にご確認ください。

※独自の運賃・料金を国に届け出ている場合がありますので、当該貸切バス事業者にご確認ください。

チェック

貸切バスの運賃・料金の上限・下限額は国への事前届出制です。

チェック

運賃・料金は、キロ単価、時間単価に走行距離、走行時間(走行時間には点呼点検時間、回送距離及び回送時間を含む。)を乗じて算出します。

参考情報

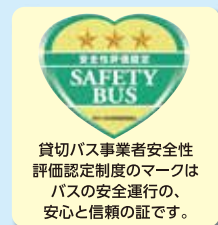
◆貸切バス事業者の中には、先進安全技術を搭載した車両の導入や、貸切バス事業者安全性評価認定(セーフティバス認定)の取得など、安全性確保に向けて積極的に取り組んでいる事業者がいます。

貸切バスを選定する際は、安全な貸切バスを選定・利用する際のポイントを示した「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」を是非ご活用ください。

○国土交通省HP (http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html)

◆公益社団法人日本バス協会では、貸切バス事業者の安全性確保への取組状況を評価認定し、公表しています。「貸切バス事業者安全性評価認定制度(セーフティバス認定制度)」の認定を受けた事業者を是非ご利用ください。

○公益社団法人日本バス協会HP (<http://www.bus.or.jp/safety/>)



			上限額	下限額
運賃	1 km当たり	大型車	170	120
		中型車	150	100
		小型車	120	80
	1時間当たり	大型車	7,680	5,310
		中型車	6,480	4,490
		小型車	5,560	3,850
料金	交替運転者配置料金	1 km当たり	40	30
		1時間当たり	3,080	2,130
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割以内	
	特殊車両割増料金		運賃の5割以内	

【本制度に関するお問い合わせ先】

国土交通省自動車局旅客課バス産業活性化対策室電話03-5253-8111(内線41252)

各地方運輸局自動車交通部旅客(第一)課、沖縄総合事務局運輸部陸上交通課若しくは最寄りの運輸支局

貸切バスの年間契約についてのごお願い

スクールバスの場合



貸切バス事業者安全性評価認定制度のマークはバスの安全運行の、安心と信頼の証です。

**年間契約特例を利用することで
約3割引きとすることが可能です。**

チェック

(平成28年7月より)

運賃の記載欄に「年間契約による」と記載されます。

計算方法については、下記をご参照ください。

運送申込書／運送引受書・乗車券

※申込者は、太線内をご記入願います。

申込者	氏名・名称	(担当者名)	申込日: 平成 年 月 日						
	住所		電話: - - FAX: - - E-mail: - - 緊急連絡先: - -						
契約責任者	氏名・名称	旅客の団体の名称: (担当者名)	電話: - - FAX: - - E-mail: - - 緊急連絡先: - -						
	住所								
運送を引受ける者	氏名・名称		電話: - - FAX: - - E-mail: - - 緊急連絡先: - -						
	住所								
事業許可	昭和・平成 年 月 日 第 号	営業区域:	任意保険・共済 対人 無制限 対物 200万円 無制限						
申込乗車人員	乗車定員別又は車種別の車両数	大型車 両 中型車 両 小型車 両	万円 無制限						
配車日時	月 日 () :	配車場所	※該当するものに○を記入						
旅行の日程									
月日	発地	発車時刻	主な経由地	到着時刻	着地	宿泊場所	待機時間	乗務員の休憩 地点 時間	備考
①	/	:		:			:	:	
②	/	:		:			:	:	
③	/	:		:			:	:	
④	/	:		:			:	:	
うち、旅客が乗車しない区間:				() 営業所車庫					
交替運転者	有・無	交替の地点 ()		【運行開始日時】	【運行終了日時】				
車掌 (ガイド)	有・無	交替の地点 ()		月 日 ()	月 日 ()				
運賃及び料金の支払方法	<input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> その他 () 支払期日: 平成 年 月 日			【走行距離】	【走行時間】				
適用を受けようとする割引	<input type="checkbox"/> 学校団体割引 <input type="checkbox"/> 障害者施設団体割引 <input type="checkbox"/> その他 () 割引 ※標準運送約款 5条 2項に規定する所定の証明書を添付。			総 実車 km	総 実車 km	時間 分	時間 分		
				運賃 (上限額)	料 金 (上限額)		実 費 (税込)		合計請求金額
				円	円		円		円

年間契約による

【年間契約特例の計算方法(スクールバスの場合)】

1日あたりの貸切バス運賃・料金(※1) × 平均的な稼働日数(170日以上×実働率(※2))

※1 貸切バス事業者が国へ届け出た運賃・料金を確認し、運賃・料金の上限・下限額の範囲内の単価を用いて算出

※2 貸切バス事業者の実績実働率(当該貸切バス事業者にご確認ください。)と地域ブロックの平均実働率(管轄運輸局にご確認ください。)との間の率

▶ 上記計算式により算出した額で平均的な稼働日数の1.4倍の日数までの稼働が可能

※年間契約の算出基礎となる走行時間及び走行距離を超えた場合は、1日ごとに別途精算を行うことになります。

貸切バス事業者は、年間契約締結後、契約額及び契約内容を国へ届け出ることになります。

その際、上記によらない場合は、

国から貸切バス事業者に対して契約した運賃・料金の変更を命ずることがありますので、契約の前には必ずご確認ください。

具体的な計算例は裏面をご覧ください。

スクールバス年間契約の計算例

前提条件

- 大型バスで学校と最寄駅間の送迎輸送を行う(年間約200日の稼働を想定)
- 登下校時の送迎はそれぞれ4往復とする
- 学校から最寄駅までの距離は往復10km、時間は往復1時間である

貸切バス事業者における 運賃計算条件

- 大型バス単価: キロ単価120円、時間単価5,310円(下限額)
- 回送距離は片道5km、回送時間は片道30分(0.5時間)
- 運行開始前及び運行終了後の1時間は点呼点検時間として時間制運賃を適用
- 実績実働率: 65%

1 1日あたりの貸切バス運賃・料金の計算

キロ制運賃

送迎運送分: 往復10km × 4往復 × 2回(登下校) × 120円 = 9,600円…①

回送運行分: 片道5km × 2回 × 120円 = 1,200円…②

キロ制運賃計: ① + ② = **10,800円**

時間制運賃

送迎運送分: 往復1時間 × 4往復 × 2回(登下校) × 5,310円 = 42,480円…①

回送運行分: 片道0.5時間 × 2回 × 5,310円 = 5,310円…②

点呼点検時間: 1時間 × 2回 × 5,310円 = 10,620円…③

時間制運賃計: ① + ② + ③ = **58,410円**

1日あたりの貸切バス運賃・料金
10,800円 + 58,410円 = 69,210円

2 年間契約額の計算

69,210円 × (想定稼働日数200日 × 実績実働率65%) = 8,997,300円

130日

130日分の運賃・料金の1.4倍(約3割引)までの運行が可能

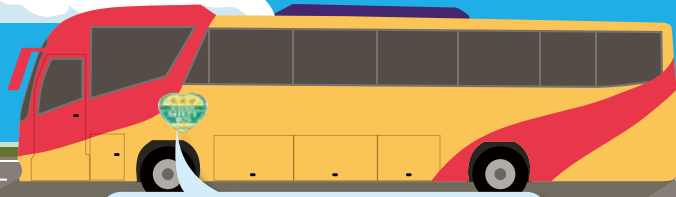
この金額以上での
契約締結が必要

ご不明な点については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【本制度に関するお問い合わせ先】

国土交通省自動車局旅客課バス産業活性化対策室 電話03-5253-8111(内線41252)
各地方運輸局自動車交通部旅客(第一)課、沖縄総合事務局運輸部陸上交通課若しくは最寄りの運輸支局

貸切バスの年間契約についてのごお願い ツアーバスの場合



貸切バス事業者安全性評価認定制度の
マークはバスの安全運行の、
安心と信頼の証です。

**年間契約特例を
利用することで
約3割引きとすることが
可能です。**

チェック

運賃の記載欄に「年間契約による」と記載
されます。

計算方法については、下記をご参照ください。

運送申込書／運送引受書・乗車券

※申込者は、太線内をご記入願います。

申込者	氏名・名称	(担当者名)	申込日：平成 年 月 日
	住所		電話： - - FAX： - - E-mail： 緊急連絡先： - -
契約責任者	氏名・名称	旅客の団体の名称： (担当者名)	電話： - - FAX： - - E-mail： 緊急連絡先： - -
	住所		
運送を引受ける者	氏名・名称		電話： - - FAX： - - E-mail： 緊急連絡先： - -
	住所		
事業許可	昭和・平成 年 月 日 第 号	営業区域：	任意保険・共済 対人 無制限 対物 200万円 無制限 ※該当するものに○を記入
申込乗車人員	乗車定員別又は車種別の車両数	大型車 両 中型車 両 小型車 両	
配車日時	月 日 () :	配車場所	地図：有・無

旅行の日程

月日	発地	発車時刻	主な経由地	到着時刻	着地	宿泊場所	待機時間	乗務員の休憩 地点 時間	備考
① /		:		:			:	:	
② /		:		:			:	:	
③ /		:		:			:	:	
④ /		:		:			:	:	

うち、旅客が乗車しない区間： () 営業所車庫

交替運転者	有・無	交替の地点 ()	【運行開始日時】 月 日 ()	【運行終了日時】 月 日 ()
車掌 (ガイド)	有・無	交替の地点 ()		

運賃及び料金の支払方法	<input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> その他 () 支払期日：平成 年 月 日	【走行距離】 総実車 km	【走行時間】 総実車 時間 分
適用を受けようとする割引	<input type="checkbox"/> 学校団体割引 <input type="checkbox"/> 障害者施設団体割引 <input type="checkbox"/> その他 () 割引 ※標準運送約款 5条 2項に規定する所定の証明書を添付。	運賃 (上限額 円 下限額 円) 料金 (上限額 円 下限額 円) 実費 (税込) (実費の詳細：) 合計請求金額 円	

年間契約による

【年間契約特例の計算方法】

1日あたりの貸切バス運賃・料金(※1) × 平均的な稼働日数(365日×実働率(※2))

※1 貸切バス事業者が国へ届け出た運賃・料金を確認し、運賃・料金の上限・下限額の範囲内の単価を用いて算出

※2 貸切バス事業者の実績実働率(当該貸切バス事業者にご確認ください。)と地域ブロックの平均実働率(管轄運輸局にご確認ください。)との間の率

▶ 上記計算式により算出した額で平均的な稼働日数の1.4倍の日数までの稼働が可能

※年間契約の算出基礎となる走行時間及び走行距離を超えた場合は、1日ごとに別途精算を行うこととなります。

貸切バス事業者は、年間契約締結後、契約額及び契約内容を国へ届け出ることとなります。

その際、上記によらない場合は、

国から貸切バス事業者に対して契約した運賃・料金の変更を命ずることがありますので、契約の前には必ずご確認ください。

具体的な計算例は裏面をご覧ください。

ツアーバス年間契約の計算例

前提条件

- 1回あたりの走行距離250km(回送距離を含む)、走行時間8時間(回送時間を含む)の運行を想定
- 契約期間は365日

貸切バス事業者における 運賃計算条件

- 大型バス単価:キロ単価120円、時間単価5,310円(下限額)
- 運行開始前及び運行終了後の1時間は点呼点検時間として時間制運賃を適用
- 実績実働率:65%

1 1日あたりの貸切バス運賃・料金の計算

キロ制運賃

$$250\text{km} \times 120\text{円} = 30,000\text{円}$$

時間制運賃

$$(8\text{時間} + 2\text{時間 (点呼点検時間)}) \times 5,310\text{円} = 53,100\text{円}$$

1日あたりの貸切バス運賃・料金

$$30,000\text{円} + 53,100\text{円} = 83,100\text{円}$$

2 年間契約額の計算

$$83,100\text{円} \times (365\text{日} \times \text{実績実働率}65\%) = 19,694,700\text{円}$$

237日

237日分の運賃・料金で331日(237日×1.4倍)までの運行が可能
(約3割引)

この金額以上での
契約締結が必要

ご不明な点については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【本制度に関するお問い合わせ先】

国土交通省自動車局旅客課バス産業活性化対策室 電話03-5253-8111(内線41252)
各地方運輸局自動車交通部旅客(第一)課、沖縄総合事務局運輸部陸上交通課若しくは最寄りの運輸支局